3　バックアップ

①情報システムの保守、点検、改造等は、あらかじめ計画を設けた上で行い、バックアップ等当該行為の期間のデータ保護措置を講じること。

②データを収蔵したデータ記録媒体は、当該媒体以外にバックアップを行い、当該媒体と異なる保管場所に保管すること。

③データを収蔵したデータ記録媒体及びバックアップは、定期的に保管状況の点検を実施すること。

4　セキュリティ対策等

①外部から入手したソフトウェア、使用済記録媒体等は、ウイルス検査後に利用すること。

②情報システムには、データのエラーの検出機能を設けること。

③情報システムには、システムへの不正なアクセス及びデータの不正な変更を発見するソフトウェア機能を設けること。

5　スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。）による読み取りに係る取扱い

①作業責任者の明確化等スキャナによる読み取りに係る運用管理規程を定めること。

②スキャナにより読み取り画像情報として電子化した文書に圧縮を施す際、圧縮方式を適切に設定すること。

6　情報システムの運用管理

①情報システムの管理には、管理責任者を定めること。

②管理責任者は、以下の項目の管理規程を明文化して定め、関係者に周知徹底すること。

・事務室及びデータ保管室への入退室管理

・ＩＤ及びパスワードの付与及び廃止の管理

・データ記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理

③情報システムの電源には、システムに無関係な機器の接続を禁止し、電源の誤切断を防止すること。

④データを収蔵したデータ記録媒体は、保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出入及び授受は管理記録を整備して行うこと。

⑤情報システムの非使用時には、施錠し又は機能を停止させること。

⑥情報処理機器及びソフトウェアは、正常作動を確認した上で情報システム上での運用を開始すること。

7　情報システムの点検・監査

①情報システムの自主点検又は内部監査を定期的に行うこと。

②第三者による情報システムの監査を定期的に行うこと。

別表第二

保　　存　　等
核燃料物質の加工の事業に関する規則第７条の２第１項の保存、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第８条の２第１項の保存、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第７条の２第１項の保存、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第13条の２第１項の保存、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第26条の２第１項の保存、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第27条の２第１項の保存、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条第１項の保存、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第45条第１項の保存、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第４条第１項の保存

○原子力規制委員会告示第三号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示する。

平成二十四年九月十九日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

東京都港区六本木一丁目九番九号　原子力規制庁総務課内

○防衛省告示第二百七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年九月十九日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十月一日（予備、同月二日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四八分一二秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年九月十九日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十月十四日（予備、同月十五日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇七分二四秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度〇〇分三〇秒　東経一二九度三三分三六秒

(エ)　北緯三二度〇〇分三〇秒　東経一二九度一七分二四秒

実施艦等　自衛艦二隻、航空機四機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年九月十九日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十月八日から同月十四日の毎日一〇〇〇から一五〇〇まで

区域　相模湾の次の(ア)から(コ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(コ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三五度〇五分三〇秒　東経一三九度一七分二四秒

(イ)　北緯三五度〇五分三〇秒　東経一三九度三三分三六秒

(ウ)　北緯三五度〇〇分三〇秒　東経一三九度三三分三六秒

(エ)　北緯三五度〇〇分三〇秒　東経一三九度一七分二四秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

(ア)　東経一三八度四五分三二秒

(イ)　東経一三八度〇九分五二秒